官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（厚生労働六六八）　一
○経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（経済産業二一）　七
〔その他告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務六三）　八
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同六四）　九
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件（同六五）　三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同六六）　四
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同六七）　一五
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（同六八）　一五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三三八）　二〇
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同三三九）　二〇
〔公　告〕
裁判所
　破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
　日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　三
地方公共団体
　解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三七

法規的告示

○厚生労働省告示第六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項（これらの規定を同法第百四十九条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十二条第二項及び第五十二条の二第二項（これらの規定を同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項及び第七十五条第二項（これらの規定を同法第七十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎